

地域自治組織(町内会)への事務事業の移管

鯖江市

○ 取組の概要

平成12年から、地域、生活に密着した事務事業を市内10地区および157の自治組織（町内会）で行うものとし、その財源を交付金という形で年度当初に一括交付。

各地区に対しては、「地区区長会運営費」をはじめ「地区活性化事業費」、「文化祭・スポーツ大会・敬老会等の開催費」を、157の町内会に対しては、「町内公民館費」をはじめ「掲示板設置費」や「防犯灯の設置・維持費」、「児童小遊園設備設置費」、「自主防災組織器具整備費」を交付金として一括交付。

○ 鯖江市の概要



鯖江市の概要

市役所所在地

●福井県鯖江市西山町13番1号

人口

●66,807人

※H17.3.31現在（住民基本台帳人口）

○ 取組について

1. 取組の背景

- ・平成 11 年度までは、地区・町内会の要望に応えるため各種の補助金を設け、その事業内容に応じ、各担当課において対応してきた。しかし、地方分権一括法が平成 12 年 4 月 1 日より施行されることを踏まえ、来るべき地方分権の時代にスムーズに対応するため、「地域のことは地域住民の自己判断・自己責任において実行」が可能なシステムが必要であるとの考えから、従来の補助金制度の見直しについて検討を行った。
- ・その結果、平成 12 年度より従来の補助金制度を廃止・一本化し、住民が主体となった独創的なコミュニティ事業を積極的に支援するため、用途を限定しない「21 鯖江の華推進事業交付金制度」を創設した。

2. 取組の具体的内容

- ・制度スタート時（平成 12 年度）には、以下の補助制度を一本化した。
 - 【地区交付金】市内 10 地区
 - ①地区区長会運営補助、②地区敬老会補助、③地区文化祭補助、④地区スポーツ大会補助、⑤地区活性化事業補助、⑥花によるまちづくり補助、⑦区長事務委託料
 - 【町内交付金】市内 157 町内会
 - ①街路灯電気料補助、②町内公民館補助、③町内掲示板補助、④街路灯設置補助、⑤児童小遊園設備補助、⑥自主防災組織救助器具整備補助
- ・平成 13 年度以降も、新規補助制度の統合や配分の見直しを行ってきた。
- ・平成 15 年度からは、新たな試みとして「まちづくり・地域づくり事業」を競うコンクール事業を実施した。（注：平成 16 年度は豪雨災害のため実施せず。後に廃止。）

3. 取組にかかる事業費

- 取組に係る事業費は以下の通り。

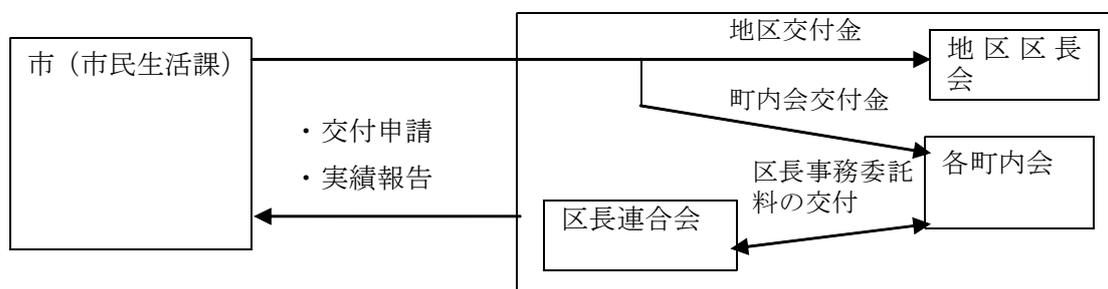
交付金総額（平成 16 年度予算）	94,590 千円
（内訳）	
① 区長会連合会交付金	37,095 千円
（・連合会運営費）	（1,700 千円）
（・区長事務委託料）	（27,295 千円）
（・コンクール事業費）※	（8,100 千円）
② 地区交付金	33,089 千円
③ 町内会交付金	24,406 千円

※コンクールは実施せず

4. 取組の体制

- 区長会を所管する地域づくり課（現、総務部市民生活課）が窓口となって、区長会連合会、10 ある地区区長会、157 ある町内会より交付金申請（事業計画）を受け付け、各実施主体に交付金を交付。年度末までに実績報告書の提出を求める。
- 区長会連合会からは区長事務委託料を各町内会に交付している。これは、平成 14 年度までは地区交付金に含まれていたが、平成 15 年度からは別途各町内会交付するようになった。
- 平成 17 年度より「融和と協働のまちづくり事業交付金」に改称する。平成 16 年中に廃止を決めた「コンクール事業」に代わる事業を区長会連合会で検討中である。

図表 取組の推進体制



5. 取組の成果

■ 全般的な成果

- 地区、町内ともに、「補助金」から用途を限定しない「交付金」へと変更したことで、創意工夫を凝らした地域活性化・まちづくり事業に充てることが可

- 能になった。特に、地区の取り組みでは、それぞれの地区の個性を活かしたイベント・事業が定着し、「その地区の顔」とも言うべき事業に発展してきた。
- ・市だけでなく地区や町内においても、「限られた財源をいかに有効活用するか」という意識が高まりつつある。

■その他、特に行政組織運営面での成果

- ・従来、複数の担当部署で予算措置を行い、申請者も申請内容によって担当部署ごとに申請しなければならなかったものが、窓口を一本化したことで手続きの簡素化につながった。

6. 今後の課題

■全般的な課題

- ・結果的に平成 15 年度だけの実施となった「コンクール事業」については、肯定的意見（まちづくり事業に地域間の競争感覚を導入し更なる活発化に結びつく、等）、否定的意見（賞金によりランク付けすることがまちづくり事業として本来の姿ではない、等）が幅広く寄せられた。
- ・「交付金」制度に移行して 5 年が経過し、地区や各町内会にも定着してきたと考えているが、1 年ごとに区長が交代する町内会では交付金制度の主旨が理解されないケースも見られる。

■その他、特に行政組織運営面での課題

- ・本市には、NPO や市民活動を支援する担当部署もあり、「まちづくり」に関する事業やイベントも実施している。区長会を中心としたまちづくりと NPO ・市民団体によるまちづくりが、一体化したものにはなり得ていないのが現状である。

■今後取り組む事項

- ・地域の歴史や文化、自然などの地域資源を後世に伝え、まちづくりに活かしていく事業は「地域で考え、決定し、実践する」ことが基本である。そうした意味では用途を限定せず自由に使える「交付金」制度は継続していくべきものと考えている。
- ・地域において、核となる区長会が地域の各種団体と連携を密にし、地域社会をともに担っていくスタイルを模索していく。